

# 業務指示書

## コロンビア・ペルー物流インフラ情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年12月4日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年12月9日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：物流インフラに係る各種調査

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

( ) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（コロンビア、ペルー及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語またはスペイン語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年12月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
「第3. 業務実施上の条件」の「6. 現地再委託調査」にかかる経費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PEN1 = 36.126, COP1 = 0.052 円, US\$1 = 98.25 円, EUR1 = 135.08 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／物流インフラ政策  
港湾計画・運営  
道路計画／物流調査

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.70 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年12月27日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

- ・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

（ ） 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

コロンビア・ペルー物流インフラ情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/物流インフラ政策	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 港湾計画・運営	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 道路計画/物流調査	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	( )	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

太平洋に面した中南米のメキシコ、コロンビア、ペルー、チリの4か国の大統領によって2012年6月6日、パラナル宣言が署名され太平洋同盟が発足した。2013年11月までにアメリカ、イギリス、イタリア、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、オーストラリア、オランダ、カナダ、グアテマラ、コスタリカ、スイス、スペイン、ドイツ、ドミニカ共和国、トルコ、ニュージーランド、パナマ、パラグアイ、フランス、ポルトガル、ホンジュラス、韓国、中国そして日本の25か国がオブザーバー（うちコスタリカ、パナマは今後の正式加盟予定国）となっている。正式加盟の4か国の総人口は約2億720万人、GDPは1.9兆ドルと推計されている。

我が国はメキシコ、ペルー、チリとEPA（経済連携協定）を締結しており、2013年5月には我が国経済産業大臣がコロンビアを訪問し、EPAの交渉を加速化することに合意しており、太平洋同盟諸国との経済関係が深化している。

コロンビアにおいては、前政権での平和構築へ向けた武装勢力の制圧と現政権において武装勢力との対話が開始されたこと等を受け都市部を中心に治安は改善してきており、本邦企業の進出が期待されている。2015年にはパナマ運河の第3閘門の開通が予定される等、コロンビアの貿易のための物流は、新たな港湾開発や太平洋側港湾の拡張等が進む中で、外部環境の変化に沿って、今後大きな転換を迎える可能性がある。

ペルーは、近年、経済が堅調に成長しており、これに伴い本邦企業の進出も増加している。また、太平洋同盟に加えTPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉にも参加しており、今後一層の物流の活性化が期待されるとともに河川交通等も活用してブラジルへの物流ルートの強化等が検討されている。

また、コロンビア、ペルーにおいては、パブリック・プライベート・パートナーシップ（PPP）方式やコンセッション方式など民間を活用してのインフラ整備・運営維持管理が進められているが、民間への多大なリスク転化や環境社会配慮面での問題の発生等で工事の遅延・中止となっている事態も報告されている。

かかる状況下、JICAは現在の両国の物流事情や物流インフラの現況、整備計画、整備・運営の制度等を調査し、将来的な地域統合の視点を含めた開発におけるボトルネックや制度面での課題について分析し、今後の物流インフラ分野でのJICAの協力方針検討のための基礎情報として活用することを目的に本情報収集・確認調査を行うこととした。

### 2. 調査の概要

#### （1）調査の目的

コロンビアおよびペルーにおける物流インフラの現況、整備計画、整備・運営の制度について情報収集を行い将来的な課題の分析を行うことで、今後の同分野でのJICA協力方針検討の基礎資料とする。

#### （2）期待される成果と活動

対象国における以下情報を詳細に把握し、分析することにより将来的な課題が整理・明確化される。

- ア 物流事情及び道路・港湾等物流インフラの整備状況
- イ 道路・港湾等物流インフラの輸送能力及び輸送実態
- ウ 道路・港湾等物流インフラの整備計画及び整備方針に係る議論（太平洋同盟等によるインパクトを含む）
- エ その他鉄道・河川等物流インフラの整備状況、整備計画、輸送能力・輸送実績
- オ PPP方式及びコンセッション方式にかかる制度及び課題
- カ 環境社会配慮にかかる制度及び課題
- キ 開発における将来のボトルネック（阻害要因）や制度面での課題

上述の目的と成果を達成するために以下の活動が想定されている。

- ア 物流事情及び道路・港湾等物流インフラの整備状況
  - (ア) 既往調査・既存データのレビュー
  - (イ) 所管省庁へのインタビュー
  - (ウ) 現地踏査
  - (エ) 国際機関、ドナーへのヒアリング
- イ 道路・港湾等物流インフラの輸送能力及び輸送実態
  - (ア) 既往調査・既存データのレビュー
  - (イ) 所管省庁へのインタビュー
  - (ウ) 現地踏査
  - (エ) 輸送業者へのヒアリング
  - (オ) 本邦企業を含む物流顧客となる主要企業・業界団体へのヒアリング
  - (カ) 港湾等の関税記録等関連情報の収集・整理
- ウ 道路・港湾等物流インフラの整備計画及び整備方針に係る議論
  - (ア) 既往調査、既存計画のレビュー
  - (イ) 所管省庁へのインタビュー
  - (ウ) PPP 方式及びコンセッション方式での契約を受注している民間企業やインフラ整備を検討している企業へのヒアリング
  - (エ) マスメディア等でのインフラ整備に対する世論の動向に関する情報の収集・整理
- エ その他鉄道・河川等物流インフラの整備状況、整備計画、輸送能力及び輸送実績
  - (ア) 既往調査・既存データレビュー
  - (イ) 所管省庁へのインタビュー
  - (ウ) 現地踏査
  - (エ) 輸送業者へのヒアリング
  - (オ) 本邦企業を含む物流顧客となる主要企業・業界団体へのヒアリング
- オ PPP 方式及びコンセッション方式にかかる制度
  - (ア) PPP 方式及びコンセッション方式にかかる既往調査、法制度、公開情報の収集・整理
  - (イ) 所管省庁へのインタビュー
  - (ウ) PPP 方式及びコンセッション方式の受注企業へのヒアリング
  - (エ) 工事遅延や中止等にかかる関係者へのヒアリングやメディア等を通じた情報収集・整理
  - (オ) 国際機関、ドナーへのヒアリング
  - (カ) 商工会議所等本邦民間関連団体・業界団体へのヒアリング
- カ 環境社会配慮にかかる制度及び課題
  - (ア) 既往調査、公開情報の収集・整理
  - (イ) 所管省庁へのインタビュー
  - (ウ) 環境分野 NGO 等へのヒアリング
  - (エ) コンセッション方式受託企業へのヒアリング
  - (オ) マスメディア等を通じたプロジェクト反対運動や土地収用問題等にかかる情報収集・整理
  - (カ) 国際機関、ドナーへのヒアリング
- キ 開発における将来のボトルネックや制度面での課題
  - (ア) パナマ運河の拡張、太平洋同盟の発足、TPP の締結などが本邦企業の物流活動に及ぼす影響に関する考察
  - (イ) 開発における将来のボトルネック（阻害要因）の抽出・分析
  - (ウ) 制度面での課題の整理及び他国事例との比較等からの提言

(3) 対象地域

コロンビア全域およびペルー全域

(4) 本調査に関連し我が国が実施した主な調査

- ア 北米・中南米地域日本と中南米の経済連携強化に向けた技術協力支援に係る情報収集・確認調査（2013年、JICA）
- イ 太平洋同盟国等の市場開拓にかかる調査・分析（2013年、経済産業省通商政策局中南米室・

### 3. 業務の目的

コロンビア及びペルーの物流インフラにかかる情報を詳細に収集・把握し、物流インフラ整備計画及び制度面を含めて収集した情報を分析した上で開発における将来のボトルネックを整理・明確化する。なお、本調査の結果は、本邦企業の進出支援や側面支援も考慮しつつ、今後の物流インフラ分野での JICA の協力方針検討のための基礎情報として活用される。

### 4. 業務の範囲

業務従事者は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 業務実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 本業務の内容」に示す内容の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、JICA に提出する。

### 5. 業務実施方針及び留意事項

#### (1) ブエナビントゥーラ (Buenaventura) 港拡張及びボゴタとの接続について

コロンビアにおける過去の関連調査での本邦企業へのヒアリングでは、ボゴタから太平洋沿岸港を通じた日本への物流ルートของキャパシティの拡大が課題である点が強調されている。同ルートはコロンビアの国家開発計画においても重要性が認められ優先整備の対象と位置づけられている。現在も同ルート上において港湾の拡張やトンネル建設、道路拡幅等の大きなプロジェクトが進められているため、これらの工事概要 (規模、工期、コスト等) について確認し、その進捗や課題、及び物流ルート全体の将来的なボトルネック等について整理して取りまとめること。

また、調査には同ルートの物流インフラの整備・維持管理状況の整理に加えて、カリブ海沿岸からパナマ運河を経由するルートで日本・アジアへ輸送する場合と、物流にかかる時間、コスト、信頼性等の比較を行い、競争力の観点から両ルートを比較検討した結果を含めること。

ブエナビントゥーラ (Buenaventura) 港での調査は、現地の要員を活用するとともに、調査団員が同港を訪問し、同港からコロンビア国内の大都市への物流の搬入・搬出の動きを把握し、また同港の拡張計画や後背地の開発計画の有無などの把握を行うこと。

同港の現場調査は、安全確保の観点から短期 (1週間以内) とし、その訪問にあたっては JICA コロンビア支所の指示に従うとともに、警察の警護依頼を JICA コロンビア支所を通じて依頼すること。

#### (2) コロンビアの太平洋岸の港湾整備

2013年4月15日付の政策文書 (CONPES) 3744号において今後の港湾政策について記載されており、太平洋沿岸での港湾のキャパシティの拡大や新港整備の必要性が明記されている。本調査においては、同文書策定後に、具体的な計画の検討がなされているか進捗を確認するとともに、計画に進捗がある場合にはその概要等を含め情報収集を行うこと。

また、2.(4)の調査において日本から物資をボゴタへ輸送する際の輸送費が中南米の他都市と比較しても高いとされており、それらの背景についても情報収集・分析を行い、新港計画にかかるフィードバックや提言があれば調査結果として取りまとめること。

#### (3) ペルーの物流幹線強化にかかる港湾整備及び整備計画

カヤオ (Callao) 港、パイタ (Paita) 港、イロ (Ilo) 港の拡張計画の概要と進捗について情報収集を行うこと。また、ペルーの港湾整備・運営・維持・管理のためのコンセッション制度等について調査を行うこと。

河川港であるプカルパ (Pucallpa) 港も本邦企業から物流ルートの中で重要と認識されており、ペルーの運輸・通信省が策定した「運輸ロジスティックサービス開発計画 (Plan de Desarrollo de los Servicios Logísticos de Transporte)」においても投資促進の対象港湾として言及されているため、特に情報収集に努めること。河川港については2012年7月に運輸・通信省によって策定された緊急アクションプラン (Plan de Acciones Inmediatas) では、国家水運開発計画 (Plan de Desarrollo Hidroviario Nacional) 策定の必要性が明記されており、その後同計画は IDB (米州開発銀行) の支援を受け策定されているため、それらの内容について情報収集を行うこと。

#### (4) 地域統合インフラ計画

国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC) が 2012 年 2 月にまとめた「Infrastructure for Regional Integration」では中南米の統合インフラのイニシアティブとして「南米地域インフラ統合イニシアティブ (IIRSA)」、「メソアメリカ統合開発計画 (MIDP) (旧プエブラ・パナマ計画)」、「カリブ共同体 (CARICOM)」の 3 つがあげられている。これらのうち特に IIRSA は本調査の対象国の幹線道路等に関わる計画も含まれていることからその計画、事業スキーム、進捗等について調査すること。

#### (5) 太平洋同盟、TPP 協定による物流の将来変化分析

前述の政策文書 (CONPES) によって将来シナリオにおける港湾取扱量の推計がなされているが、昨今の TPP 協定や太平洋同盟、パナマ運河の拡張の物流への影響を検討し、それらを踏まえた将来交通量の概略推計を行い、今後の物流インフラのボトルネックに加えて制度等ソフト面を含む将来的課題の整理分析を行うこと。概略推計の手法、規模等については、本調査の目的等を踏まえつつ、調査期間を延長せず、かつ業務量の目途を大きく超過せずに対応可能な範囲で検討し、プロポーザルにて提案すること。

#### (6) PPP 方式及びコンセッション方式のリスク管理

コロンビアでは 1993 年の法律 80 号によるコンセッション方式にかかる法整備を受け、1994 年から同方式を取り入れ、現在では道路総延長 8,170km、総額 2,600 万 USD の第 4 世代と呼ばれる複数のコンセッション契約について締結に向け準備を進めている。この中にはボゴタとブエナVENTゥーラを結ぶ道路拡幅、トンネル工事等も含まれているが、過去にコンセッション方式により実施されたプロジェクトの中の一部工事において環境社会配慮や事前調査の不備等が原因で事業の遅延や中止が起きているとの情報がある。

また 2012 年にはコンセッション方式とは別に PPP 法 (Ley de Asociaciones Público Privadas、法律 1508 号) が整備され PPP 方式が定義づけられている。

本調査では、コンセッション方式や PPP 方式における官民の間でのリスク分担や、実際の事業遅延や中止、事故の発生事例等について情報収集を行い、コロンビアにおける PPP 方式やコンセッション方式の課題を整理すること。また、確認されたコロンビアの課題に類する日本あるいは他国での事例及び対応策をまとめ、コロンビアでの課題を改善するための提言を含めること。

また、ペルーにおいては現在 JICA で「首都圏都市交通整備・運営・管理体制にかかる情報収集・確認調査」を実施中であるため、同調査団と適宜情報交換を行い、先方政府に対する質問や作業依頼が重複しないよう配慮しつつ効率的に作業を行うこと。

なお、コロンビアにおいては、コンセッション方式と PPP 方式が法体系からも明確に異なるものと位置づけられているが、ペルーにおいては、コンセッション方式やコロンビアでいう PPP 方式との関係や位置づけ、その他の民間企業を活用したインフラ整備のための方式の有無や位置づけについて情報を収集・整理すること。

#### (7) 本邦企業への裨益

本調査は、今後の JICA 協力方針の検討のための基礎情報収集が目的ではあるものの、今後の物流インフラ整備等の協力が本邦企業の現地進出やビジネスの活性化に結びつくことを念頭に置いて調査を行うこと。そのため、必要に応じて現地進出企業へのヒアリングを検討すること。

また、トンネル・橋梁・斜面对策、耐震技術等日本の有する優位な技術のうち両国において活用や技術移転が期待されるものについて分析・検証を行う。特にコロンビアのブエナVENTゥーラとボゴタ間、ペルーのリマ州とフニン (Junin) 州間においてはトンネル計画が検討されているので、特に情報収集に努めること。

#### (8) 環境社会配慮

前述のとおり特に PPP 方式やコンセッション方式を適用しているプロジェクトにおいて民間企業への過大なリスク転化や民間企業の環境社会配慮における対応の遅れや欠落等によって工事の進捗に遅延が見られるとされている。そのため、該当事例の有無を改めて確認し、該当事例がある場合には、問題の本質的原因を検証・分析するため政府関係機関、コンセッション契約の受注者、並びに国

際機関や NGO 等多数のステークホルダーの意見聴取を行う。また、環境社会配慮に関する制度や所管機関の体制等についてもまとめる。

特にコロンビアにおいてはインフラ整備等の開発行為を行う際に必要となる環境ライセンスの発行に大きな遅延が生ずるなど課題が見受けられるが、それらの要因等を整理し、その解決に向けた分析を行う。

なお、ペルーにおいて現在実施中の「首都圏都市交通整備・運営・管理体制にかかる情報収集・確認調査」の調査団と適宜情報交換を行い、先方政府に対する質問や作業依頼が重複しないよう配慮しつつ効率的に作業を行うこと。

## 6. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を国内準備作業、現地作業及び現地調査後の国内作業毎に具体的にプロポーザルで提案すること。

### (1) 業務実施計画の検討・インセプションレポートの作成

既存の関連資料・情報を整理、分析し、本調査の調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。これらの作業結果をとりまとめてインセプションレポートを作成し、内容に関し JICA の承認を得る。

### (2) インセプションレポートの説明

インセプションレポートを対象国関係機関に説明し、調査内容について基本的了解を得る。また、関係機関との役割分担及び業務の実施方法について確認を行う。

### (3) 既存情報の収集

コロンビア及びペルーにおける以下を含む関連情報について調査・分析を行う。物流インフラは主に道路と港湾を対象とするが、河川交通、鉄道についても調査対象に含めることとする。航空については対象としない。

ア 自然状況、人口動態状況、貿易収支、経済状況等

イ 国家レベルでの交通計画、国土利用計画等の計画体系と概要

ウ 物流インフラ事情に関する調査レポート等

エ 物流インフラの整備・計画・管理・運営・組織等に関する法律、規則、制度、財源等

オ 物流にかかる料金、所要時間、制度、サービスの質等に関する情報

カ PPP 方式及びコンセッション方式における事業実績、法制度、計画、及び実施にかかる課題等に関する関連情報

キ 環境社会配慮制度及び近年の工事における環境社会配慮上の課題等

ク 国際機関・他ドナーの援助計画及び実施状況

### (4) 現地調査の準備

2. (2) の活動案を参考に調査事項を検討し、先方政府への質問状および必要な資料のリストを西語にて用意し、現地調査前に先方政府へ送付する。この際、6. (3) ア〜クで示した点のうち不足するものや、現地で詳細情報への更新が可能なものは、現地調査にて情報収集を行えるよう計画する。また、輸送業者へのインタビュー調査等で先方政府の協力を得て行う場合は、事前に依頼事項をまとめておく。商工会議所等本邦民間関連団体・業界団体へのヒアリングを行う場合には、JICA 事務所および支所の訪問先に関する意向を確認したうえで行う。そのため、現地調査前に訪問先候補をまとめ、JICA 事務所及び支所に連絡する。両国には安全管理上立ち入りが制限されている箇所があるため、現地調査計画時には外務省（大使館）や JICA（安全管理室・事務所・支所）の安全管理情報を確認すること。

また、港湾での貨物伝票等のレビューによる物流に関する情報収集、輸送業者からの輸送実態のヒアリング等では個人情報等の関係で各国提供できる情報に差異がある可能性があるため、調査手法については複数の代替案を検討しておくこと。必要に応じて JICA 事務所・支所とも協力しつつできるだけ効率的な調査実施を心がけること。

5. (7) であげられたトンネル検討区間では既存の交通量調査の有無を確認し、近年実施していないようであれば本調査の中で各3か所程度で交通量調査を実施することを想定している。交通量調査の仕様についてはプロポーザルで提案のうえ、経費については、別見積りで提出すること。

#### (5) 現地調査の実施

(4) の準備をもとに現地調査を実施する。交通量調査を実施する際には安全に注意して実施し、各国の必要な関係機関に対し調査実施について事前に連絡をするとともに必要な手続きがある場合には遅滞なく行うこと。特に、ブエナVENTOURA (Buenaventura) 港への現地調査は、現地人材の活用を図るとともに、JICA コロンビア支所の指示を踏まえて行うものとする。

#### (6) 現地調査結果のとりまとめ

現地調査の結果を整理・分析する。その際、物流インフラの現況のみならず、各種インタビュー調査の結果についても定性的に取りまとめる。

#### (7) インテリムレポートの作成及び協議

物流インフラの現況、競争力の整理分析、所管官庁の業務分掌、各種法制度、今後の整備計画等にかかる調査分析結果を含む調査の進捗をインテリムレポートとして取りまとめ、JICA に対し説明・協議を行った上で対象国政府に提出する。必要に応じて他ドナー等にも情報共有を図るため、インテリムレポートの対象国政府への提出に際して、各事務所・支所と相談・調整すること。

#### (8) 物流現況に関する分析

輸送業者へのインタビュー調査及び各港湾での調査結果から簡易な方法で物流の OD 表を推計することにより、既存の物流インフラの利用状況および今後の物流インフラ整備計画と照らし合わせて物流インフラの追加整備等の必要性を分析する。また、物流ネットワークとして、各物流幹線ルートがもつ物流コスト、スピード (配送時間)、物品の損傷等を含むサービス面についても企業ヒアリング等の結果から分析し、複数路線の比較優位性やボトルネックについて明らかにする。

#### (9) 物流インフラ整備における将来的な課題の分析

交通量調査の結果を基に簡易な方法で将来需要の推計を行い、将来的な物流インフラのボトルネックや、物流インフラ整備の課題となりうる制度上の課題等の整理・分析を行う。特にコロンビアにおいては環境社会配慮と PPP 方式やコンセッション方式の課題について十分な分析結果を含めること。また、今後のインフラ整備の優先度を検討するための基礎資料となるよう、輸送コストや時間等の競争力の視点を持って優位性や課題分析を行うこと。

#### (10) 一般的な対策事例や対策の方向性の提示

主に(9)での分析結果を踏まえて、日本を含む諸外国での一般的な対策事例や対策の方向性を提示する。またそれら対策をコロンビア、ペルーにおいて適用する場合に課題となる点や優位点について整理・分析を行う。

#### (11) ドラフトファイナルレポートの作成及び協議

本調査の結果をドラフトファイナルレポートに取りまとめ、JICA による承認の後、対象国関係機関を交えて説明・協議を行う。また、必要に応じて、他ドナーにも情報を提供し、意見交換を行う。他ドナーへの情報提供の方法、タイミングについては各事務所・支所と相談・調整すること。

#### (12) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する JICA 及び関係機関からのコメントを踏まえ、ファイナルレポートを作成し提出する。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品

は、ファイナルレポートとする。

各報告書の関係機関への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

ア インセプションレポート

提出時期：2014 年 2 月上旬を目処

部 数：和文 5 部（簡易製本）、西文 20 部（簡易製本）

イ インテリムレポート

提出時期：2014 年 4 月下旬を目処

部 数：和文 5 部（簡易製本）、西文 20 部（簡易製本）、  
要約編 和文 5 部（簡易製本）、西文 20 部（簡易製本）

ウ ドラフトファイナルレポート

提出時期：2014 年 6 月下旬を目処

部 数：和文 5 部（簡易製本）、西文 20 部（簡易製本）、  
要約編 和文 5 部（簡易製本）、西文 20 部（簡易製本）

エ ファイナルレポート

提出時期：2014 年 8 月下旬を目処

部 数：和文 10 部（製本）、西文 25 部（製本）、  
要約編 和文 10 部（製本）、西文 25 部（製本）、CD-R 3 部

注 1) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注 2) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する西文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(2) その他の報告書類

ア 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：和文 5 部（簡易製本）

### 第3. 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2014年1月中旬より業務を開始し、2014年4月下旬を目処にインテリムレポート、2014年6月下旬を目処にドラフトファイナルレポート、2014年8月下旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

約 21.7 M/M

##### （2）業務従事者の構成

業務従事者の構成を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括／物流インフラ政策（2号）
- イ 港湾計画・運営（3号）
- ウ 道路計画／物流調査（3号）
- エ 複合一貫輸送／貿易政策
- オ PPP・コンセッション／事業管理
- カ 環境社会配慮
- キ 業務調整／物流インフラ政策補助

#### 3. 相手国の便宜供与

特に予定されていない。

#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料

- （1）コロンビア共和国防災セクター情報収集・確認調査報告書（要約版）（2013年、JICA）

閲覧資料

- （2）北米・中南米地域日本と中南米の経済連携強化に向けた技術協力支援に係る情報収集・確認調査ファイナルレポート（2013年、JICA）

閲覧先：<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000011513>

- （3）太平洋同盟国等の市場開拓にかかる調査・分析 最終報告書（2013年、経済産業省通商政策局中南米室・国際経済課）

閲覧先：[http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/2013fy/E002867.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E002867.pdf)

#### 5. 機材の調達

本調査では、機材の調達は想定していないが、業務上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

#### 6. 現地再委託調査

交通量調査を中心として、本業務従事者が現地再委託が必要と判断する業務については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することができる。

現地再委託については、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 7. 安全配慮事項

対象国における業務実施に関し、日本大使館及び JICA 事務所・支所と連絡を密に行うこと。また、交通量調査実施時は安全に十分配慮し、必要に応じ JICA 経済基盤開発部、コロンビア支所及びペルー事務所と連絡、相談すること。両国には安全管理上、立ち入りにあたって JICA 事務所・支所等からの事前ブリーフィングが必要な場所や業務渡航が制限されている地域があるため地方で調査を行う際には JICA 事務所・支所と十分な情報共有を行いながら進めること。

#### 8. 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ間なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要としない。

以 上

